

第2節 仲裁

【電気通信事業法関係】

1 接続に係る費用負担（接続料及び網改造料等）に関する紛争

1-1 (電) 平成16年4月2日申請（平成16年（争）第1号・第2号）（接続に関する費用負担）

(1) 経過

平成16年	
4月 2日	東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）から、仲裁の申請（平成16年（争）第1号（以下「第1号」という。）及び同第2号（以下「第2号」という。）。（⇒（2））
5日	委員会から、平成電電株式会社（以下「平成電電」という。）に対し、仲裁の申請があった旨の通知（第1号及び第2号）。
27日	平成電電から、仲裁の申請を行わない旨の報告（第1号及び第2号）。（⇒（3）） 委員会から、NTT東日本及びNTT西日本に対し、仲裁の手続に入らない旨の通知（第1号及び第2号）。

(その後の経過)

平成16年

12月17日 NTT東日本及びNTT西日本から、あっせんの申請。

(2) 申請において仲裁判断を求める事項（第1号及び第2号）

NTT東日本（NTT西日本）の接続約款等に基づき同社が提示した接続条件による、平成電電の電話網とNTT東日本（NTT西日本）の法人向けIP電話網との接続を可能とするよう仲裁判断を求める。

(3) 申請を行わない旨の報告（第1号及び第2号）

平成16年4月5日付けで通知のあった、NTT東日本（NTT西日本）を申請人とする仲裁の申請があった件について、平成電電は仲裁申請を行わないので、その旨通知する。

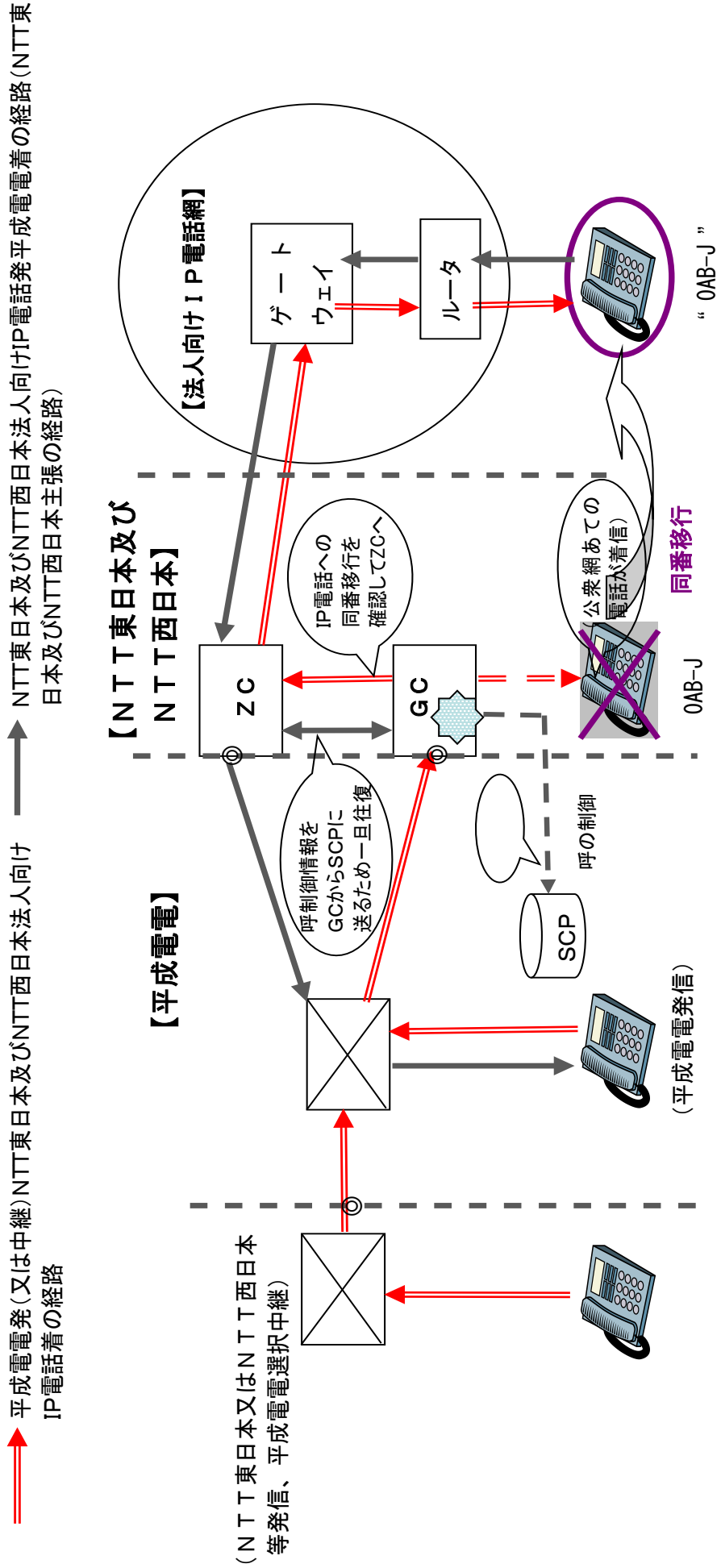
(4) あっせんの申請

仲裁手続終了後、NTT東日本及びNTT西日本と平成電電の間で、NTT東日本及びNTT西日本のIP電話網と平成電電の電話網との接続に係る協議がされたが、協議の進展が見込まれないことから、NTT東日本及びNTT西日本は、平成16年12月17日に、NTT東日本及びNTT西日本のIP電話網と平成電電の電話網との接続を可能とするようあっせんを求める申請を行った。

【参考】

(電気通信事業紛争処理委員会事務局作成資料)

NTT東日本及びNTT西日本の法人向けIP電話網と平成電電との接続経路



2 接続のための工事・網改造等に関する紛争

(1) 接続に必要な工事

2-1 (電) 平成15年2月14日申請(平成15年(争)第1号)(接続に必要な工事)

(1) 経過

(申請前の経緯)

平成14年4月9日に、あっせん打切り(平成14年(争)第2号)。

平成15年	
2月14日	ソフトバンクBB株式会社(以下「ソフトバンクBB」という。)から、仲裁の申請。(⇒(2)) 委員会から、西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)に対し、仲裁の申請があった旨の通知。
21日	NTT西日本から、仲裁の申請を行わない旨の報告。(⇒(3)) 委員会から、ソフトバンクBBに対し、仲裁の手続に入らない旨の通知。

(その後の経過)

平成15年

5月16日 ソフトバンクBBから、協議再開命令の申立て。

(2) 申請において仲裁判断を求める事項

NTT西日本の端末回線との接続に係る工事の方法

(3) 申請を行わない旨の報告

電気通信事業紛争処理委員会から通知があった、ソフトバンクBBを申請人とする仲裁の申請については、NTT西日本は仲裁申請を行わないので、その旨報告する。